

## 参考資料

### (金融系外国企業向け) チェックシート

金融系外国企業・人材に対する一時的オフィス提供事業（以下「本事業」という。）の対象となる金融系外国企業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- 外国法に基づき設立された資産運用業者及び FinTech 企業
- 利用申請日現在、原則として国内に法人又は支店の登記を有していない（グループ企業を含む）
- アジア（外務省の国・地域別ページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>) に含まれる国・地域とする）に法人又は支店を現に有している、又はこれらの設立を検討している
- 災害・政情不安等の理由から、本事業の利用申請日より 1 年以内を目途に東京への拠点設立を行う高い意欲を有している
- 東京に進出した場合、資産運用業者においては有価証券等の運用拠点又は営業販売拠点等、FinTech 企業においては研究開発拠点又は営業販売拠点等、東京の経済活性化への貢献度が高いと認められる機能を有する拠点の設置を予定している
- 本社所在国において、資産運用業者又は FinTech 企業としての業務実績がある
- 法令等に違反する事実がない
- 税金の滞納をしていない
- 公的機関等との契約における違反がない
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがない
- 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていない
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいない
- 過去の業務その他の事情において、甲が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しない